

令和6年度診療報酬改定

6. 新興感染症等に対応可能な 歯科医療提供体制の構築

新興感染症等を含む感染症患者等への対応（概要）①

① 歯科外来診療環境体制加算の見直し

- 歯科外来の医療安全に係る評価（歯科外来診療医療安全対策加算1, 2）と感染対策に係る評価（歯科外来診療感染対策加算1～4）に再編
- 新興感染症等*の発生時の事業継続計画策定や患者受入を要件化（歯科外来診療感染対策加算2, 4）

※感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症の患者

② 歯科診療特別対応加算の見直し

- 歯科診療特別対応加算の対象に特に感染対策が必要な患者を追加（歯科診療特別対応加算1, 2）
- 新興感染症等の患者を診療した場合の評価を新設（歯科診療特別対応加算3）

③ 新興感染症等の患者に対する医学管理の評価の見直し

- 歯科治療時医療管理料（歯科治療時のモニタリングの評価）の対象患者に新興感染症等の患者を追加
- 歯科疾患管理料総合医療管理加算（医師との連携）の対象患者に新興感染症等の患者を追加

④ 情報通信機器を用いた歯科診療（歯科オンライン診療）の評価の新設

- 新興感染症等の発生時に、対面診療が困難な状況において歯科診療を必要とする患者に対して、歯科オンライン診療を新設（初診時は新興感染症等の発生時のみ）

新興感染症等を含む感染症患者への対応（概要）②

新興感染症等を含む感染症患者への歯科治療時の評価

	歯科診療特別対応加算 1、2 に該当する定する感染症	新興感染症等
② 歯科診療特別対応加算	歯科診療特別対応加算 1	歯科診療特別対応加算 3
	歯科診療特別対応加算 2 (個室又は陰圧室で診療を行う必要性が特に高い患者)	
④ 情報通信機器を用いた歯科診療 (初診)	×	○ ※新興感染症等の発生時に、 対面診療が困難な状況で 歯科治療が必要な患者
③ 歯科治療時医療管理料		○
③ 歯科疾患管理料総合医療管理加算		○

※歯科診療特別対応加算 1, 2 に該当する感染症

➤ 感染症法上の三類感染症の患者、四類感染症の患者、五類感染症の患者及び指定感染症の患者のうち感染対策が特に必要なもの

- ア 狂犬病、
- イ 鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、
- ウ エムポックス、
- エ 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）、
- オ 腎症候性出血熱、
- カ ニパウイルス感染症、
- キ ハンタウイルス肺炎症候群、
- ク ヘンドラウイルス感染症、
- ケ インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、
- コ 後天性免疫不全症候群（ニューモシスチス肺炎に限る。）、
- ク 麻疹、
- シ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、
- ス RSウイルス感染症、
- セ カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、
- ソ 感染性胃腸炎（病原体がノロウイルスであるものに限る。）、
- タ 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る。）、
- チ 新型コロナウイルス感染症、
- ツ 侵襲性髄膜炎菌感染症、
- テ 水痘、
- ト 先天性風しん症候群、
- ナ バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、
- ニ バンコマイシン耐性腸球菌感染症、
- ヌ 百日咳、
- ネ 風しん、
- ノ ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、
- ハ 無菌性髄膜炎（病原体がパルボウイルス B19 によるものに限る。）、
- ヒ 薬剤耐性アシネトバクター感染症、
- コ 薬剤耐性緑膿菌感染症、
- ヘ 流行性耳下腺炎、
- ホ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症

歯科外来診療環境体制加算の見直し（イメージ）

歯科外来診療環境体制加算（廃止）

歯科外来における医療安全対策の評価

歯科外来診療医療安全対策加算 1

- 医療安全の体制整備について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録
 - ② インシデント等の報告・分析体制を整備
- 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科医師が複数名
 - ② 歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上

歯科外来診療医療安全対策加算 2 (地域歯科診療支援病院)

- インシデント等の報告・分析体制を整備
- 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科医師が複数名
 - ② 歯科医師1名以上かつ**歯科衛生士又は看護職員**が1名以上

(歯科外来診療医療安全対策加算 1, 2 共通)

- 医療安全対策に係る研修受講
- 医療安全管理者の配置
- 緊急時の対応
- 医療安全対策に係る体制整備
- 医療安全対策に係る院内掲示

歯科外来における感染対策の評価

通常の歯科外来感染対策

歯科外来診療感染対策加算 1

- 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科医師が複数名
 - ② 歯科医師1名以上かつ**歯科衛生士又は研修受講の職員看護職員**が1名以上

歯科外来診療感染対策加算 3 (地域歯科診療支援病院)

- 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科医師が複数名
 - ② 歯科医師1名以上かつ**歯科衛生士又は看護職員**が1名以上

(歯科外来診療感染対策加算 1 ~ 4 共通)

- 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準
- 院内感染管理者の配置
- 院内感染防止対策に係る体制整備

新型インフルエンザ等感染症等の発生時に対応可能

歯科外来診療感染対策加算 2

- 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科医師が複数名
 - ② 歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上

歯科外来診療感染対策加算 4 (地域歯科診療支援病院)

- 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 歯科医師が複数名
 - ② 歯科医師1名以上かつ**歯科衛生士又は看護職員**が1名以上

(共通)

新型インフルエンザ等感染症等の発生時

- 患者の診療体制
- 事業継続計画策定
- 医科医療機関との連携
- 地域の歯科医療機関との連携（患者受入）

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における医療安全対策の評価の見直し①

- 医療安全対策及び院内感染防止対策の評価の見直しに伴い、歯科外来診療環境体制加算を廃止する。

現行	改定後
【初診料】 【再診料】 歯科外来診療環境体制加算 1 歯科外来診療環境体制加算 2	(廃止) (廃止)

- 歯科外来診療における医療安全対策についての体制を確保した場合の評価を新設する。

（新） 歯科外来診療医療安全対策加算 1（歯科初診料） 12点

（新） 歯科外来診療医療安全対策加算 2（地域歯科診療支援病院歯科初診料） 13点

[算定要件]

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における医療安全対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療医療安全対策加算 1 又は 2 として、初診時 1 回に限り 12 点又は 13 点を所定点数に加算する。

（新） 歯科外来診療医療安全対策加算 1（歯科再診料） 2点

（新） 歯科外来診療医療安全対策加算 2（地域歯科診療支援病院歯科再診料） 3点

[算定要件]

注8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における医療安全対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療医療安全対策加算 1 又は 2 として、2 点又は 3 点を所定点数に加算する。

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における医療安全対策の評価の見直し②

◆ 歯科外来診療医療安全対策加算1の施設基準（初診料、再診料共通）

- (1) 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。
- (2) 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
- (4) 医療安全管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。）にあつては、歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること。
- (5) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (6) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- (7) 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。
- (8) (7)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

[経過措置]

- (1) 令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)、(6)及び(7)に該当するものとみなす。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、(8)に該当するものとみなす。

[施設基準（通知）] ※歯科外来診療環境体制加算との変更点

- (1) ~ (6) (略)
- (7) 公益社団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録することにより、常に医療安全対策等に係る情報収集を行う又は歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備していること。
- (8)、(9) (略)

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における医療安全対策の評価の見直し③

◆ 歯科外来診療医療安全対策加算2の施設基準（初診料、再診料共通）

- (1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- (2) 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されていること。
- (4) 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること。
- (5) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (6) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- (7) 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。
- (8) (7)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

[経過措置]

- (1) 令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)及び(7)に該当するものとみなす。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、(8)に該当するものとみなす。

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における院内感染防止対策の評価の見直し①

- ▶ 歯科外来診療環境体制加算を見直し（廃止）し、歯科外来診療における院内感染防止対策について、新興感染症等の患者に対応可能な体制を確保した場合の評価を新設する。

（新） 歯科外来診療感染対策加算 1（歯科初診料） 12点

（新） 歯科外来診療感染対策加算 2（歯科初診料） 14点

（新） 歯科外来診療感染対策加算 3（地域歯科診療支援病院歯科初診料） 13点

（新） 歯科外来診療感染対策加算 4（地域歯科診療支援病院歯科初診料） 15点

[算定要件]

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、それぞれ歯科外来診療感染対策加算 1 若しくは 2 又は 3 若しくは 4 として、初診時 1 回に限り 12 点若しくは 14 点又は 13 点若しくは 15 点を所定点数に加算する。

（新） 歯科外来診療感染対策加算 1（歯科再診料） 2点

（新） 歯科外来診療感染対策加算 2（歯科再診料） 4点

（新） 歯科外来診療感染対策加算 3（地域歯科診療支援病院歯科再診料） 3点

（新） 歯科外来診療感染対策加算 4（地域歯科診療支援病院歯科再診料） 5点

[算定要件]

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、それぞれ歯科外来診療感染対策加算 1 若しくは 2 又は 3 若しくは 4 として、2 点若しくは 4 点又は 3 点若しくは 5 点を所定点数に加算する。

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における院内感染防止対策の評価の見直し②

◆ 歯科外来診療感染対策加算1の施設基準（初診料、再診料共通）

- (1) 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。
- (2) 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、**歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が1名以上配置**されていること。
- (4) **院内感染管理者が配置**されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。
- (5) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。

[経過措置]

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)に該当するものとみなす。

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における院内感染防止対策の評価の見直し③

◆ 歯科外来診療感染対策加算2の施設基準（初診料、再診料共通）

- (1) 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。
- (2) 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
- (4) 院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。
- (5) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）の患者又はそれらの疑似症患者に対して歯科外来診療が可能な体制を確保していること。
- (7) 新型インフルエンザ等感染症等に係る事業継続計画を策定していること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科外来部門の事業継続計画を策定していること。
- (8) 歯科外来診療を円滑に実施できるよう、新型インフルエンザ等感染症等に係る医科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が整備されていること。
- (9) 当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から新型インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似症患者を受け入れるため、当該別の保険医療機関との連携体制を確保していること。

[経過措置]

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)から(9)までに該当するものとみなす。

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における院内感染防止対策の評価の見直し④

◆ 歯科外来診療感染対策加算3の施設基準（初診料、再診料共通）

- (1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。
- (4) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。

[経過措置]

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(3)に該当するものとみなす。

新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療における院内感染防止対策の評価の見直し⑤

◆ 歯科外来診療感染対策加算4の施設基準（初診料、再診料共通）

- (1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置していること。
- (4) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）の患者又はそれらの疑似症患者に対して歯科外来診療が可能な体制を確保していること。
- (6) 新型インフルエンザ等感染症等に係る歯科外来部門の事業継続計画を策定していること。
- (7) 当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から新型インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似症患者を受け入れるため、当該別の保険医療機関との連携体制を確保していること。

[経過措置] ※初診・再診共通

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(3)から(7)までに該当するものとみなす。